

## 名古屋港水族館等施設入館券の前渡し販売の取扱いについて（規約）

### 趣旨

本規約は、名古屋港水族館及び名古屋港ポートビル施設の指定管理者である公益財団法人名古屋みなと振興財団（以下「当財団」という。）が行う、名古屋港水族館入館券、4施設共通入館券及び各種団体入館券（以下「前渡し券」という。）の事前販売（以下「前渡し販売」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

### （販売対象券種）

第1条 前渡し販売は下記に定める券種とする。

（1）名古屋港水族館入館券及び団体入館券

- ア 大人
- イ 高校生
- ウ 小中学生
- エ 幼児（4歳以上）

（2）4施設共通券（水族館・ポートビル展望室・名古屋海洋博物館・南極観測船ふじ）、同団体入館券

- ア 大人
- イ 高校生
- ウ 小中学生

### （購入申込）

第2条 前渡し券の購入希望者は当財団が定める前渡し券購入申込書（様式第1号）を当財団に提出しなくてはならない（ただし、一回の購入につき、10枚以上とする。）。なお、提出方法は下記のいずれかとする。

- （1）電子メール
- （2）ファックス
- （3）郵送
- （4）直接提出

### （販売価格）

第3条 発注数の合計数に応じ、名古屋港水族館条例第3条第2項、同条例施行規則第7条及び名古屋港ポートビル条例第5条第2項及び同条例施行規則第5条に定める団体入館料を適用する。（別表第1）

(前渡し券購入希望者の審査及び選定)

第4条 新規の前渡し券購入希望者は、当財団の定める前渡し券購入者登録申込書(様式第2号)に必要事項を記入し、当財団の審査を受けなくてはならない。

2 当財団は、前渡し券購入希望者の審査を指定申込書受理後7日以内に行い、口頭又は電子メールにて審査結果を通知する。

(前渡し販売購入者審査基準)

第5条 当財団は、購入希望者が提出した前渡し券購入者登録申込書をもとに購入希望者の事業内容、社会的信用力等を考慮し、下記の販売目的に該当するものに前渡し券を販売する。

- (1) 労働組合、互助会組織等労働者の福利厚生を目的に購入を希望する場合
- (2) 文化、教育、スポーツ等のチケット販売に関して企画運営管理をしているもの
- (3) イベント、パーティー等の景品、プレゼント等を目的に購入を希望する場合
- (4) その他、当財団が購入希望者の購入目的が妥当と判断した場合

(販売の拒否)

第6条 購入希望者が下に抵触する行為を行うことを禁止する。

- (ア) 当財団に対し購入希望者が虚偽の申告をした場合。また必要な申告をしなかった場合
- (イ) 購入した前渡し券によって第三者に迷惑になるような行為。または当財団の円滑な施設運営を妨げる行為をした場合
- (ウ) 当財団が指定する振込期限までに、請求額を振り込まなかった場合
- (エ) 購入した前渡し券を営利を目的として券面額を超える価格で転売した場合
- (オ) インターネットオークション等へ出品する等の転売を試みる行為
- (カ) ダフ屋行為
- (キ) 前渡し券を毀損もしくは模造する行為
- (ク) その他、本基本方針の定めに違反した場合

2 購入希望者、購入者が上記(ア)から(ク)の行為を行おうとした場合、又は行った場合には直ちに販売に関する取引を停止するとともに、購入者の登録を取り消すものとする。

(前渡し券の取替、変更、返品、払い戻しの可否)

第7条 購入者が購入した前渡し券は、理由の如何に関わらず、取替、変更、払い戻しは行わない。

(紛失・盗難)

第8条 前渡し券はいかなる場合(紛失・盗難・破損等)においても再発行は行わない。

(前渡し券の納品)

第9条 前渡し券は、前渡し券購入申込書が当財団に到着後、7営業日以内に郵送により発送を行うものとする。ただし、購入者が当財団を訪問することにより直接受け取ることを妨げない。

(支払方法及び支払期限)

第10条 前渡し券の支払いは、当財団が発行する請求書に基づき、下記のいずれかの方法にて支払うものとする。

(ア) 現金(当財団にて前渡し券販売担当者に直接支払うこと)

(イ) 口座振込(振込に関わる手数料は購入者が負担すること)

2 前渡し券の支払いは、当財団が発行する請求書を受領した月の翌々月までに支払わなくてはならない。

(手数料)

第11条 当財団は購入者に対し、手数料等を支払わない。

2 本規約に基づき、前渡し券を購入する者は以下の手数料を負担するものとする。

(1) 送料(当財団訪問時に直接受け取りも可)

(2) チケット袋が必要な場合(前渡し券購入枚数を限度とする。)は、その製作費として1枚につき10円

(その他)

第12条 この規約の細目について必要なことについては、当財団の理事長が別途定めるものとする。

別表第1

(単位：円)

## 水族館単独券（水族館のみの券）

券種	個人入館料	ご購入枚数	
		20枚以上	100枚以上
大人	2,030円	1,830円	1,620円
高校生	2,030円	1,620円	1,420円
小中学生	1,010円	810円	710円
幼児（4歳以上）	500円	400円	350円

## 水族館・ポートビル施設（海洋博物館、展望室、南極観測船ふじ）共通券

券種	個人入館料	ご購入枚数	
		20枚以上	100枚以上
大人	2,440円	2,140円	1,940円
高校生	2,440円	1,870円	1,640円
小中学生	1,210円	930円	820円

(様式第1号)

(様式第1号)

申込日	・券面には「団体入館券」「購入単価」が記載されます。 ・発送予定は、内容を確認後7営業日以内です。	
事業所名	ご担当	
住所 (郵送先)	〒	
tel	fax	mail

・ご購入希望の券種、購入枚数に応じた太枠欄に記入して下さい。  
 ・購入枚数の合計欄に記入の枚数が、全ての券種の購入単価に適用されます。  
 (例) 単独券 大人85枚 + 共通券 小中学生15枚購入の場合 → 全ての券種が100枚以上の単価となります。

券種		購入単価	購入枚数	金額
水族館単独券	■大人	20枚以上 1,830 円		
		通常単価 2,030 円 100枚以上 1,620 円		
	■高校生	20枚以上 1,620 円		
		通常単価 2,030 円 100枚以上 1,420 円		
	■小中学生	20枚以上 810 円		
		通常単価 1,010 円 100枚以上 710 円		
■幼児(4歳以上)	20枚以上 400 円			
	通常単価 500 円 100枚以上 350 円			
4館共通券  ・名古屋港水族館 ・名古屋海洋博物館 ・ポートビル展望室 ・南極観測船ふじ  ※水族館以外の3館は「幼児無料」です。	■大人	20枚以上 2,140 円		
		通常単価 2,440 円 100枚以上 1,940 円		
	■高校生	20枚以上 1,870 円		
		通常単価 2,440 円 100枚以上 1,640 円		
	■小中学生	20枚以上 930 円		
		通常単価 1,210 円 100枚以上 820 円		
合計				
チケット袋		1枚 10 円		

請求額

--

様式第2号

## 前渡し券購入者登録申込書

令和 年 月 日

公益財団法人名古屋みなと振興財団  
理 事 長 様

申込者 住所

法人名

法人印

代表者名

名古屋港水族館及びポートビル施設（ポートビル展望室・名古屋海洋博物館・南極観測船ふじ）の前渡し券の購入に関して、別添のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記入日（令和 年 月 日）

団体概要（前渡し券購入者登録申込書関係書類）

団体名	
住所	
代表電話番号	
FAX番号	
ホームページアドレス	
代表者	
設立年月日	
資本金	
事業内容	
取引銀行	
利用目的	福利厚生 ・ 営利を目的としない販売 プレゼント等 ・ その他（ ）
担当者氏名	
担当者電話番号	
メールアドレス	

※その他、団体情報等を添付してください

以下、（公財）名古屋みなと振興財団記入欄

上記申込団体について、購入者審査基準を満たすことを確認しました。（規約第4条、第5条）

担当者

書類確認日（令和 年 月 日）

部長	課長	課長補佐	係長	担当